

○茅野市地下水資源利用の適正化に関する要綱

平成 2 年 4 月 21 日

告示第 37 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、茅野市生活環境保全条例(昭和 48 年茅野市条例第 20 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、地下水の保全及び利用計画を樹立するため地下水利用者に一定の義務の履行を求め、もって地下水資源の保全と秩序ある利用を図ることを目的とする。

(地下水利用者)

第 2 条 「地下水利用者」とは、条例第 15 条第 1 項の規定により許可を受け、又は条例第 19 条第 2 項の規定により許可を受けたとみなされ、地下水を採取する者をいう。

(使用水量の計量及び報告)

第 3 条 地下水利用者は、量水器を設置し、これを維持管理するとともに使用水量を計量し、揚水量報告書(様式第 1 号)により市長に報告するものとする。

第 4 条 地下水利用者は、使用水量を各井戸ごとに毎日計量し、これを記録するものとする。ただし、揚水量が一定している場合は 1 週間に 1 度これを行うものとする事ができる。

2 地下水利用者は、前項の規定により記録した使用水量を月ごとに集計し、翌月の 5 日までに市長に報告するものとする。

(地下水利用者以外の者の届出)

第 5 条 第 2 条に規定する地下水利用者以外の者で井戸により地下水を採取しようとする者は、井戸掘削届出書(様式第 2 号)を市長に届け出なければならない。ただし、市長が別に定める基準に満たない井戸による場合においては、これを要しない。

2 前項の届出をした者は、届出書の内容を変更しようとするときは、井戸掘削変更届出書(様式第 2 号)により、市長に届け出なければならない。

(完成届)

第 6 条 前条の規定により届出を必要とされた者は、井戸が完成したときから 15 日以内に、井戸完成届出書(様式第 3 号)により、市長に届け出なければならない。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 2 年 4 月 23 日から施行する。

2 茅野市地下水資源の保全及び利用の適正化に関する要綱(昭和 54 年茅野市告示第 27 号)は、廃止する。

前 文(平成 18 年 11 月 30 日告示第 226 号)抄

平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

様式 (省略)